

体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針

農山漁村における体験学習は、農林漁業体験や農林漁家の生活体験をとおして、農林漁業に対する理解の醸成や職業感の形成といった観点からも効果が期待できる取組である。

国は平成30年度に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」において、「子供の農山漁村体験の充実」を位置づけ、令和元年度に閣議決定された第2期戦略においても、引き続き推進していくこととしている。本県の「みやぎ食と農の県民条例」第7条第8項においても「都市と農村の交流促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等を推進し、農業及び農村の重要性への理解醸成を図ること。」と規定されており、都市農村交流活動の推進において重要な取組みとなっている。

本方針は、農林漁家が体験指導に係る対価を受けて実施する体験学習の受入方針を明確にし、体験学習における児童・生徒・学生の安全の確保と教育的効果の実現を図るとともに、交流による農山漁村地域の活性化を目的とするものである。なお、旅館業法による農林漁家民宿の開業や、住宅宿泊事業法（民泊新法）の届出による開業についても引き続き推進を図るものとする。

（体験学習の定義）

第1 体験学習とは、学校教育法第1条に定める学校に加え、国外の学校による教育旅行、及び学校以外の団体が、児童・生徒・学生を対象とし、教育的な目的により実施する旅行において実施する、農林漁業体験及び農山漁村での生活体験をいう。

（農家等民泊の定義）

第2 農家等民泊とは、第1に定める体験学習に伴い、児童・生徒・学生及びその引率者（以下「生徒等」という。）が農林漁家等（以下「農家等」という。）へ宿泊することをいう。

2 前項に規定する農家等民泊は、第8でいう組織が受入れした生徒等で、かつ、当該組織からの協力依頼によるもののみとし、農家等が自ら実施するものはこれに含まないものとする。

（宿泊人数）

第3 1回の農家等民泊において受け入れることのできる生徒等の人数は、安全の確保ができる範囲内とする。

（食事の提供の制限）

第4 農家等民泊における生徒等の食事は、生徒等が自ら調理するもの又は農家等と共同で調理するものとし、それ以外は食事の提供はしないものとする。

（衛生の確保）

第5 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に検便等を実施するなど、衛生の確保に努めるものとする。

（宿泊の安全確保）

第6 農家等は、受入れの実施に当たり、事前に管轄の消防機関の指導を受けるものとし、受入れに使用する部分の延べ床面積等に応じて必要な消防用設備等を設置するものとする。また、受入れに使用する面積等について変更があった場合については、再度管轄の消防機関の指導を受けるものとする。

2 宿泊に供することのできる部屋は、1階部分で外部に向けた窓が設置されている部屋など、安全が十分に確保できる部屋に限るものとする。また、農家等は生徒等に対して避難口の案内を事前に行うものとする。

（指導の対価等の受取り）

第7 農家等は、生徒等の体験に対する指導をした場合は、その内容に応じた対価を受け取ることができるものとし、その基準は別表に掲げるところによる。

2 前項に定める指導の対価は、第8でいう組織が指導内容及び指導時間を考慮し定めるものとし、その金額は体験指導に係るもののみとする。

3 農家等は、前記(1),(2)に定めるものの他、第4に定める調理に用いる食材料を提供した場合は、その実費を受け取ることができる。

（実施組織）

第8 受入れする市町村は、農家等民泊を円滑に実施するための組織（以下「協議会」という。）を設置するものとし、その機能は次のとおりとする。

- イ 生徒等の受入に伴う契約業務。
- ロ 農家等民泊受入の日程等の調整。
- ハ 受入農家等の指導。
- ニ 体験指導の対価の額の設定。
- ホ その他農家等民泊の実施に係る業務。

2 協議会は、実施しようとする体験学習内容について事前に民泊体験を申し込む代表者（以下「申し込み代表者」という。）と協議を行い、全ての農家等において生徒等の安全が確実に確保できる場合のみ受入れするものとする。

3 市町村は、協議会を設置する場合は、様式第1号により、地方振興事務所長を経由し県へ届け出するものとする。届出は毎年度行い、内容に変更が生じた場合も届け出るものとする。

（協議会の構成員）

第9 協議会の構成は、市町村に委ねるものとする。

（事故等の対応）

第10 協議会は生徒等の受入れに当たり、あらかじめ申し込み代表者と協議し、体験及び宿泊時に係る安全対策に関する事項について明確にしておくとともに、傷害保険へ加入するなど事故発生時の対応に万全を期すこと。

2 市町村は、体験学習の際に発生した事故等（下記に示すもの）について、協議会からの報告を受け、様式第2号により、地方振興事務所長を経由し県に報告するものとする。

- イ 事故による怪我や食中毒（主に病院を受診したもの）
- ロ 警察へ通報された案件、不法行為
- ハ その他、知事が必要とするもの

（農家等の登録）

第11 農家等民泊を実施する農家等は登録制とし、事前に協議会に届け出るものとする。

（研修の実施）

第12 協議会は生徒等の安全と衛生の確保のため、登録農家等に対し年1回以上の研修を実施するものとする。

（実施状況調査の実施）

第13 県は、第8の3に基づき市町村より届け出された協議会に対し、実施状況の調査を行うことができる。違法の疑いがある案件については、関係機関へ通報するものとする。

（その他）

第14 この取扱いによるもののほか、農家等民泊の実施についての必要な事項は協議会と関係機関とが協議して定めるものとする。

附 則

1 本実施方針は、令和3年3月26日から施行する。

2 この方針の改正に伴い、「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針に係る当面の運用について（平成27年8月18日農村第329号）」は、廃止する。

別表

区 分	内 容	備 考
指導の対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物価格 体験指導に要する諸経費	体験のための材料費 体験指導のために要する労賃 収穫体験の場合
指導の対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 生徒等の送迎のために要する経費	

宮城県知事

殿

市町村長
(公印省略)

体験学習に伴う農林漁家への民泊体験協議会設置届出書

「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」第8の3に基づき、下記のとおり届出（変更）します。

1 協議会の概要

協議会名	
代表者名	
連絡担当者名	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
届出市町村及び担当部署 電話番号	

2 実施計画

登録農家数 (届出時点)	
衛生の確保 (実施方針5)	農家への指導内容：
宿泊の安全確保 (実施方針6)	指導を受ける管轄の消防機関： 消防用設備の設置確認方法：
事故等の対応 (実施方針10)	体験及び宿泊時に係る安全対策：
研修の実施 (実施方針12)	研修の実施計画（実施時期，研修内容）：

※添付書類：登録農家名簿（氏名，住所記載）

様式第2号（第10の2関係）

年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長
(公印省略)

体験学習に伴う農林漁家への民泊体験に関する事故等の報告について

「体験学習に伴う農林漁家への民泊の実施方針」に基づき実施した体験学習において事故等が発生しましたので、実施方針第10の2に基づき下記のとおり報告します。

- 1 協議会名
- 2 事故等発生日時 ○月○日 ○時頃
- 3 事故等の場所
- 4 学校・団体名
- 5 内容（事故等の状況、病院受診の結果、警察とのやりとり等）
- 6 事故等発生後の措置状況
- 7 その他